

◎太陽光発電施設設置に係る関係法令等

法令等の名称ごとに記載している規制等の対象となる行為や概要等については、要約あるいは一部を掲載しておりますので、詳細については各手続き窓口にてご確認ください。また、すべての法令を記載しておりませんのでご注意ください。

法令等名称	規制等の対象となる行為や概要等
国土利用計画法	土地売買契約の締結や地上権・賃借権の設定等 <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域：2,000㎡以上 ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上 ・都市計画区域以外の区域：10,000㎡以上
電気事業法	太陽光発電設備の保安規制 50kW以上（自家用電気工作物）で以下の義務・届出 <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省で定める技術基準に適合するように電気工作物を維持 ・電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保 ・電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督者（電気主任技術者）の専任 ・出力2,000kW以上の場合、設置工事の20日前までに工事系計画 50kW未満（一般電気工作物） <ul style="list-style-type: none"> ・50kW以上のような義務・届出はないものの経済産業省令で定める技術基準への適合
火薬類取締法	火薬類製造施設や火薬庫の周辺に出力1,000kW以上の太陽光発電設備を設置すること
環境影響評価法	開発の内容によって手続きが必用となる場合あり
埼玉県環境影響評価条例	施行区域の面積が20ha以上となるもの等
土壌汚染対策法	土地の形質変更（掘削及び盛土等）部分の合計面積が3,000㎡以上
埼玉県生活環境保全条例	3,000㎡以上の土地の改変
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物が地下にあって指定区域に指定されている土地の形質変更
埼玉県土砂の排出、たい積の規制に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上の土砂の敷地外排出 ・3,000㎡以上の面積の土地への土砂の堆積
本庄市土砂の堆積の規制に関する条例	500㎡以上、3,000㎡未満の面積の土地への土砂の堆積
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の特別保護地区における行為 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・水面の埋立・干拓 ・木竹の伐採
絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律	○環境大臣が指定する希少野生動物種の捕獲等の行為 ○環境大臣が指定する生息地等保護区等の区域内における次の行為 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質変更等
埼玉県希少野生動物の種の保護に関する条例	○知事が指定する希少野生動物種の捕獲等の行為 ○知事が指定する希少野生動物保護区等の区域内における次の行為 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物その他工作物の新築・改築・増築 ・宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質変更等

埼玉県オオタカ等保護指針	次に該当する開発行為については、オオタカ等の保護に関する配慮を要請 <ul style="list-style-type: none"> ・営巣地から半径400m以内 ・営巣地から半径1,500m以内
都市緑地法	○緑地保全地位内及び特別緑地保全地区内における次の行為 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物その他工作物の新築・改築・増築 ・宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質変更 ・木竹の伐採 ・水面の埋立・干拓等
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	ふるさとの緑の景観地の区域内で次の行為を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ・一定の規模以上の建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ・木竹の伐採 ・宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質変更 ・鉱物の掘採、土石の採取等
自然公園法	・国立公園の特別地域内における工作物の新・増・改築・木竹の伐採、土地の形状変更等 ・国立公園の普通地域内における、一定規模以上の工作物の新・増・改築、土地の形状変更等
埼玉県立自然公園条例	・県立自然公園の特別地域内における工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採・損傷、土地の形状変更等 ・県立自然公園の普通地域における一定規模以上の工作物の新築・改築・増築、土地の形状変更等
埼玉県自然環境保全条例	・県自然環境保全地域の特別地区内における建築物その他の工作物の新築・改築・増築、宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更、牧畜の伐採、牧畜の損傷等 ・県自然環境保全地域の野生動植物保護地区内における、当該地区に係る野生動植物（動物の卵を含む）の捕獲・殺傷・採取・損傷 ・県自然環境保護地域の普通地区内における一定規模以上の建築物その他の工作物の新築・改築・増築、宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更等
農地法	○農地を農地以外のものにする行為（農地の転用） ○農地を農地以外のものにしたり採草放牧地を採草放牧地以外のものにするために行う次の行為 <ul style="list-style-type: none"> ・所有権の移転 ・賃借権・地上権・質権・使用貸借権の設定や移転
農業振興地域の整備に関する法律	本庄農業振興地域整備計画の変更（いわゆる農用地区域からの除外）
森林法	○地域森林計画対象の民有林内（保安林及び保安施設地区内の森林を除く）で1haを超えて行われる、土石や樹根の採取、開墾その他の土地の形質の変更 ○地域森林計画対象の民有林について、新たに森林の土地の所有者となること ○地域森林計画対象の民有林内（保安林及び保安施設地区の森林を除く）における立木の伐採 ○保安林の森林以外の用途への転用（保安林の指定の解除） ○保安林内における次の行為 <ul style="list-style-type: none"> ・立木の伐採、立木の損傷、家畜放牧、下草・落葉・落枝の採取 ・土石・樹根の採掘、計根その他土地の形質の変更
埼玉県水源地域保全条例	水源地域内の土地（現況が森林で、地目が山林・原野・保安林の場合）に係る所有者・地上権・地役権・使用貸借権・賃借権の移転や設定
道路法	道路に次の工作物・物件・施設を設け、維持して道路を使用しようとする行為（道路の占用） <ul style="list-style-type: none"> ・電柱、電線、偏圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔等 ・水管、下水道管、ガス管等 ・歩廊、雪よけ等 ・露天、商品置き場等 ・その他道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの（政

	令第7条第1項第2号に該当するため太陽光発電施設も対象)
河川法	<p>○河川区域における次の行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の流水の占有（取水等） ・土地の占有 ・河川や砂やヨシなどの採取 ・工作物の新築・改築 ・盛土、切土等の土地の形状の変更 <p>○河川保全区域内における次の行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の掘削、盛土、切土等の土地の形状の変更 ・工作物の新築・改築
埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・面積が1 ha 以上の開発行為で、雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれがある行為 ・面積が1 ha 以上の開発行為で、潜水想定区域内の土地に盛土をする行為
砂防法	<p>砂防指定地域内における次の行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新築・改築・除却 ・砂防設備の占有 ・竹木の伐採、芝草その他の生産物の採取 ・滑り下し・地引による物件の運搬 ・開墾その他による現状変更
埼玉県砂防指定地管理条例	<p>砂防指定地内における次の行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のり切、切土、掘削、盛土等による土地の形状変更 ・土石の類の採取、鉱物の採掘 ・工作物の新築・改築・増築・移転・除却 ・立木竹の伐採、樹根の採掘 ・木竹の滑下・地引による搬出
地すべり等防止法	<p>地すべり防止区域内における次の行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水の誘致や停滞行為による地下水の増加 ・地下水の排水施設の機能を阻害する行為 ・地表水の放流や停滞行為等、地表水の浸透の助長 ・のり切、切土 ・地すべり防止施設以外の施設や工作物の新築・改良・ ・地すべり防止の阻害、地すべりの助長・誘発
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	<p>急傾斜地崩壊危険区域内における次の行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水の放流・停滞行為等、水の浸透を助長する行為 ・急傾斜地崩壊防止施設以外の施設・工作物の設置・改造 ・のり切、切土、掘削、盛土 ・立竹木の伐採 ・木竹の滑下・地引による搬出 ・土石の採取・集積
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	<p>特定建設資材を使用した建築物等の解体工事等や、特定建設資材を使用する新築工事等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネルと一体的な建築物（床面積の合計が80㎡以上に限る）の解体工事 ・太陽光パネルと一体的な建築物（床面積の合計が500㎡以上に限る）の新築・増築工事 ・太陽光パネルと一体的な建築物の修繕・模様張替工事（請負金額が1億円以上のもの） ・建築物以外のもの（太陽光パネル等）の土木工事や解体工事等（請負金額が500万円以上のもの）

参考 1

景観法	○各景観行政団体の景観計画区域内における次の行為 ・一定規模以上の建築物・工作物の新築・改築等 ※本庄市は景観行政団体ではありません。(H31. 4. 1 現在)
建築基準法	土地に自立して設置する太陽光発電設備で、架台下等の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供する場合は建築物に該当
文化財保護法	○周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲における建築・土木工事等 ・遺跡の範囲内であれば60日前までに届出が必用